

旭川医科大学病院看護師特定行為管理委員会規程の一部を改正する規程を次のように定める。

旭川医科大学長 吉田 晃 敏

旭川医科大学病院看護師特定行為管理委員会規程の一部を改正する規程

旭川医科大学病院看護師特定行為管理委員会規程（令和2年旭医大達第98号）の一部について、下表右欄（「現行」欄）を、同表左欄（「改正後」欄）のように改正する。

※下線部分は改正箇所を示す。

改 正 後	現 行
<p>第1条・第2条（略） （審議事項）</p> <p>第3条 委員会は、次に掲げる事項を審議する。</p> <p>（1）<u>看護師特定行為研修の実施（特定行為区分ごとの研修計画の作成，2以上の特定行為研修を行う場合の研修計画間の調整，受講者の履修状況管理，研修修了時の評価等）</u>に関する事</p> <p>（2）研修終了後の看護師特定行為の実施に関する事</p> <p>（3）その他看護師の特定行為に関する事。</p> <p>（組織）</p> <p>第4条 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。</p> <p>（1）～（9）（略）</p> <p>（10）<u>事務局次長（病院担当）</u></p> <p>（11）～（13）（略）</p> <p>第5条～第11条（略）</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この規程は、令和3年5月12日から施行し、改正後の第4条の規定は令和3年4月1日から適用する。</u></p>	<p>第1条・第2条（略） （審議事項）</p> <p>第3条 委員会は、次に掲げる事項を審議する。</p> <p>（1）看護師特定行為研修の<u>実施</u>に関する事</p> <p>（2）研修終了後の看護師特定行為の実施に関する事</p> <p>（3）その他看護師の特定行為に関する事。</p> <p>（組織）</p> <p>第4条 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。</p> <p>（1）～（9）（略）</p> <p>（10）<u>病院事務部長</u></p> <p>（11）～（13）（略）</p> <p>第5条～第11条（略）</p>

【改正理由】

委員会が行うべき役割について明確にするために、審議事項について追記を行い、所要の改正を行うものである。